

雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 3 8 2 4 万円
(前年度 1 件 4 7 7 万円)

1 保険給付の概要

キャリアアップ助成金は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者(以下「有期契約労働者」)等の企業内でのキャリアアップを支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(同コースは、平成30年度に人材開発支援助成金に統合されたが、29年度以前に訓練計画届の提出があった場合は同コースとなる。)、正社員化コース等がある。

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、助成金の対象となる取組のうち、人材育成コースについては、上記キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練の内容等が記載された訓練計画届を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

そして、人材育成コースの支給要件は、事業主が、受給資格認定に係る訓練計画に基づき職業訓練を実施することなどとなっている。また、正社員化コースの支給要件は、事業主が、①上記のキャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換すること、②転換後6か月以上の期間継続して雇用し、転換後6か月間における基本給、賞与及び定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額(以下「賃金総額」)を転換前の6か月間の賃金総額と比較して5%以上(令和3年度以降は、賃金総額から賞与を除いた額を3%以上)増額させていることなどとなっている。

(注) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

2 検査の結果

7労働局管内において平成29年度から令和3年度までの間に助成金の支給を受けた7事業主は、人材育成コースにおいて、訓練計画に基づく職業訓練を実施していないのに実施したと偽ったり、正社員化コースにおいて、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した後に賃金総額を5%以上増額させていないのに増額させたと偽ったりするなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの7事業主に対する助成金の支給額計4109万円のうち計3824万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正受給 事業主数	左の事業主に支給した 助成金	左のうち不当と認める 助成金
			円	円
北海道	1	1	825万	825万
千葉	7	1	69万	69万
東京	2	1	1995万	1995万
石川	2	1	60万	60万
愛知	14	1	458万	458万
京都	6	1	120万	120万
奈良	4	1	581万	296万
計	36	7	4109万	3824万